

入札説明書

航空保安大学校本校移転整備等事業（以下「本事業」という。）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付資料を含む。以下「本入札説明書」という。）によるものとする。

なお、本入札説明書は平成17年8月26日に公表した「航空保安大学校本校移転整備等事業実施方針」（以下「実施方針」という。）並びに実施方針に関する質問回答及び意見等（以下「実施方針等」という。）を反映したものである。

また、本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に対する質問・回答によるので、入札参加希望者は、これらを踏まえ、入札等に必要な手続きを行うこと。

1. 公告日 平成17年10月6日（木）

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 国土交通省航空局長 岩崎 貞二
東京都千代田区霞が関2丁目1番3号

3. 事業概要

- (1) 事業名 航空保安大学校本校移転整備等事業
 - (2) 事業場所 大阪府泉佐野市りんくう往来南3丁目11番地
 - (3) 事業内容 入札参加者は開札の結果落札者とされた場合は特別目的会社を設立し、PFI事業手法（BTO方式）により、航空保安大学校本校等（以下「本件施設」という。）の設計、監理、建設、維持管理・運営業務を行う。
 - (4) 業務内容
 - 設計業務
 - ・建築物等の設計（調査を含む。）
 - 工事監理業務
 - ・建築物等の工事監理
 - 建設業務
 - ・建築物等の建設（近隣対応・対策、電波障害調査・対策、各種申請等、関連業務を含む。）
 - 解体業務
 - ・現行の大学校施設（建物及び移設対象外の訓練機器）の解体・発生廃棄物処分・整地（近隣対応・対策、各種申請等、関連業務を含む。）
 - 訓練機器関連業務
 - ・次に掲げる訓練機器の設計、製造、設置、調整、操作訓練
- (ア) 訓練用飛行場管制システム 1式

- (イ) 訓練用ターミナル管制システム 1式
- (ウ) 基幹空域シミュレーションシステム 1式
- (エ) 基幹音声回線シミュレーションシステム 1式
- (オ) 訓練用運航情報システム 1式
- (カ) 訓練用航法援助システム 1式
- (キ) 訓練用 ASR/SSR システム 1式
- (ク) 訓練用通信システム 1式
- (ケ) 訓練用航空灯火・電気システム 1式

維持管理業務

- ・ 建築物等の点検保守
- ・ 建築設備の運転監視及び点検保守
- ・ 建築物等の修繕
- ・ 建築物等の清掃
- ・ 建築物等の保安警備
- ・ 訓練機器の点検保守等（修理及び更新は含まない。）

運營業務

- ・ 学生寮の管理
- ・ 食堂の運営
- ・ その他 学生生活が円滑に行われる業務（提案事項）

(5) 事業期間等

PFI 事業

事業契約締結の日の翌日から平成 35 年 3 月 31 日まで。

今後のスケジュールは次の通りである。

スケジュール(予定)	内容
平成 17 年 10 月 6 日	入札公告(入札説明書等の交付)
平成 17 年 10 月 7 日～平成 17 年 10 月 21 日	本入札説明書に対する質問の受付
平成 17 年 11 月 31 日	本入札説明書に対する質問への回答の公表
平成 17 年 12 月 5 日～平成 17 年 12 月 9 日	入札参加表明書・入札参加資格確認書類の受付
平成 17 年 12 月 16 日	入札参加資格確認通知の発送
平成 18 年 1 月 13 日	入札提出書類の受付
平成 18 年 1 月 16 日	開札
平成 18 年 2 月	落札者の選定及び公表
平成 18 年 2 月	基本協定の締結
平成 18 年 3 月	事業契約の締結

4. 競争参加資格

(1) 応募者の構成に関する要件

応募者の構成に関する要件は、以下の通りとする。

応募者は、本事業への参加を希望する複数の法人によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

応募グループは、構成員及び協力会社から構成されるものとする。構成員及び協力会社の定義は、以下に示す通りである。（なお、本事業を実施するために落札者として選定された応募グループの構成員が、商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社として契約締結時まで設立する特別目的会社（Special Purpose Company）を以下「SPC」という。）

分 類		定 義
構成員	構成員 A	SPC に出資し、かつ SPC から本入札説明書 3 . (4) に掲げる業務を受託又は請け負う者
	構成員 B	SPC に出資し、かつ SPC から本入札説明書 3 . (4) に掲げる以外の業務を受託又は請け負う者
	構成員 C	SPC に出資するが、SPC から特に業務を受託又は請負わない者
協力会社	協力会社 A	SPC に出資せずに、SPC から本入札説明書 3 . (4) に掲げる業務を受託又は請け負う者
	協力会社 B	SPC に出資せずに、SPC から本入札説明書 3 . (4) に掲げる以外の業務を受託又は請け負う者

応募者は、応募にあたり、構成員の中から一者を代表企業として定め、当該代表企業が応募手続きを代表者として行うこと。

「 3 . (4) 」に掲げる業務を担当する者は、必ず応募グループの構成員又は協力会社のいずれかとなること。ただし、「 3 . (4) 」を担当する者のみについては、応募グループの構成員となることはできない。

応募グループの構成員又は協力会社のうち一者が、「 3 . (4) 」に掲げる複数の業務を兼ねて実施することは妨げないものとし、また、各業務は、業務範囲を明確にした上で応募グループの構成員又は協力会社の間で分担することは差し支えないものとする。ただし、同一の者又は資本面若しくは人事面において関連のあるものが、「 3 . (4) 」の と の業務を実施することはできないものとする。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該法人と代表権を有する役員を兼ねている法人をいう。（以下同じ。）

応募グループの構成にあたって、構成員 B、構成員 C、及び協力会社 B を含めることは、必須ではない。

一応募グループの構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募グループの構成員又は協力会社になることはできない。ただし、「 3 . (4) 」に掲げた訓練機器の設計、製造を担当する者及び本入札説明書「 3 . (4) 」に掲げた訓練機器の点検保守等を担当する者のみについては、複数の応募グループの協力会社となることができる。

各構成員及び各協力会社は、本事業において担当する業務又は本事業での役割を入

札参加表明書において明らかにすること。

(2) 応募者の参加資格要件

1) 共通要件

構成員又は協力会社は、いずれも以下の要件を満たすこと。(参加資格要件の確認は、入札参加表明書の提出期限の日を持って行うものとする。)

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

本事業における業務に応じた競争参加資格(「4.(2)2」に示す。)の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に航空局長が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。)

会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

入札参加表明書の提出期限の日から開札までの期間に、航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年6月28日付け、空経第386号)に基づく指名停止を受けていないこと。ただし、指名停止措置要領別表第1の措置基準に該当する指名停止措置であり、指名停止期間が2週間以下のものであり、かつ法令違反を根拠とするものでない場合はこの限りでない。

本事業のアドバイザー業務に関与している者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業のアドバイザー業務に関与している者は以下の通りである。

- ・ 財団法人航空保安研究センター
- ・ 株式会社三菱総合研究所
- ・ 株式会社日建設計
- ・ 株式会社ネットアルファ
- ・ あさひ・狛法律事務所

2) 個別要件

構成員又は協力会社のうち、「3.(4)」に掲げる業務を担当する者は、業務内容に応じて以下の要件を満たすこと。(参加資格要件の確認は、入札参加表明書の提出期限の日を持って行うものとする。)

設計業務を担当する者(以下「設計者」という。)は次の要件を満たすこと。

(ア) 国土交通省航空局における「測量及び建設コンサルタント等のうち建設コンサルタント」に係る平成17・18年度一般競争参加資格の認定を受けていること。

(イ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(ウ) 平成7年度以降に、次の全てに該当する建築物の設計実績又は国がこれと同等と

認める設計実績を有すること。

建築用途：学校、庁舎又は事務所の用途に供するものであること。

建物規模：延べ面積 10,000 m²以上であること。

(工) 設計業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者も上記要件を満たしていること。

(オ) 設計者のうち一者は、次に掲げる基準を満たす照査技術者を 1 名配置できること。

建築士法第 2 条第 2 項に基づく一級建築士の資格を有する者、あるいはこれと同等の能力と経験を有する者。

工事監理業務を担当する者（以下「工事監理者」という。）は次の要件を満たすこと。

(ア) 国土交通省航空局における「測量及び建設コンサルタント等のうち建設コンサルタント」に係る平成 17・18 年度一般競争参加資格の認定を受けていること。

(イ) 建築士法第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(ウ) 平成 7 年度以降に、次の全てに該当する建築物の工事監督実績又は国がこれと同等と認める設計実績を有すること。

建築用途：学校、庁舎又は事務所の用途に供するものであること。

建物規模：延べ面積 10,000 m²以上であること。

(工) 工事監理業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者も上記要件を満たしていること。

(オ) 工事管理者のうち一者は、次に掲げる基準を満たす技術者を 1 名配置できること。

建築士法第 2 条第 2 項に基づく一級建築士の資格を有する者、あるいはこれと同等の能力と経験を有する者。

建設業務を担当する者（以下「建設者」という。）は次の要件を満たすこと。

(ア) 航空局における「建築工事業」、「管工事業」、「電気工事業」に係る平成 17・18 年度一般競争参加資格の認定を受けていること。

(イ) 各工事種別において一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、建築工事業については 1,200 点以上、管工事業については 1,100 点以上、電気工事業については 1,100 点以上であること。

(ウ) 建設業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、各々の工事種別を担当する者が上記いずれか一つ以上の点数を満たし、かつ、応募者として上記全ての点数を満たしていること。

(工) 建設者は、平成 7 年度以降に、担当する工事種別について、次の全てに該当する建築物の工事实績又は国がこれと同等と認める工事实績を有すること。

建築用途：学校、庁舎又は事務所の用途に供するものであること。

建物規模：延べ面積 10,000 m²以上であること。

(オ) 各工事を複数の者が共同して実施することは差し支えない。ただしこの場合において、共同して実施するすべての者が上記要件を満たしていること。

(カ) 建設者のうち、建築工事業を担当する者は、次に掲げる基準を満たす技術者を 1

名配置できること。

建設業法施行規則別（二）に掲げる一級建築施工管理技士の資格を有する者、あるいはこれと同等の能力と経験を有する者。

(キ) 建設者のうち、管工事業を担当する者は、次に掲げる基準を満たす技術者を1名配置できること。

建設業法施行規則別（二）に掲げる一級管工事施工管理技士の資格を有する者、あるいはこれと同等の能力と経験を有する者。

(ク) 建設者のうち、電気工事業を担当する者は、次に掲げる基準を満たす技術者を1名配置できること。

建設業法施行規則別（二）に掲げる一級電気工事施工管理技士の資格を有する者、あるいはこれと同等の能力と経験を有する者。

訓練機器関連業務を担当する者は次の要件を満たすこと。

(ア) 訓練機器の設計、製造を担当する者は、平成16・17・18年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）審査において資格の種類が「物品の製造」、競争参加地域が「関東甲信越」、等級が「A」又は「B」に格付けされていること。

(イ) 上記（ア）を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者も上記要件を満たしていること。

(ウ) 訓練機器のうち、訓練用飛行場管制システム、訓練用ターミナル管制システム、基幹空域シミュレーションシステム、基幹音声回線シミュレーションシステム、訓練用運航情報システム、訓練用航法援助システム、訓練用ASR/SSRシステム又は訓練用通信システムの設置を担当するものは、平成17・18年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）審査において資格の種類が「電気通信工事業」、競争参加地域が「関東甲信越」、等級が「A」又は「B」に格付けされていること。なお、前項の建設業務を担当するものが、当該設置を担当することを妨げるものではない。

(エ) 訓練機器のうち、訓練用航空灯火・電気システムの設置を担当するものは、平成17・18年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）審査において資格の種類が「電気工事業」、競争参加地域が「関東甲信越」、等級が「A」又は「B」に格付けされていること。なお、前項の建設業務を担当するものが、当該設置を担当することを妨げるものではない。

維持管理・運營業務を担当する者は次の要件を満たすこと。

(ア) 平成16・17・18年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）審査において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「近畿」、等級が「A」、「B」又は「C」等級に格付けされていること。

(イ) 維持管理・運營業務を実施するにあたって、必要な資格（許可・登録・認定など）を有すること。

(ウ) 維持管理・運營業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者も上記要件を満たしていること。

(工) 訓練機器に係る維持管理業務は、上記の(ア)を担当した者とする。

5. 担当部局

〒100 8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号

国土交通省航空局監理部予算・管財室 契約係

電話 03-5253-8111 内線 48654 平田良二

URL http://mlit.go.jp/koku/04_outline/08_shingikai/12_hoandai_iten/jigyuu.html

6. 本入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成17年10月6日(木)から平成17年12月9日(金)まで「5.」に示したURLにて交付する。

7. 本入札説明書に対する質問

受付期間	平成17年10月7日(金)から平成17年10月21日(金)17時まで
提出方法	本入札説明書に対する質問がある場合には、様式1-1(入札説明書等に関する質問書提出届)及び様式1-2(入札説明書等に関する質問書)に従い、Microsoft Excel 2000以上の形式により作成し、電子メールの添付ファイルとして事務局宛に送信すること。
事務局	国土交通省 航空局 管制保安部 保安企画課 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番3号(郵便番号100-8918) TEL: 03-5253-8111(内線51139) FAX: 03-5253-1663 Mail: pfi@kouho-dai.ac.jp
回答の公表	質問に対する回答は、質問者の事業の性質上、及び入札参加者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると国が認めるものを除き、平成17年11月30日を目処に、「5.」に示したURLにて公表する。

8. 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加表明書等の提出

1) 入札参加希望者は、入札参加表明書等を支出負担行為担当官へ提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

提出期限: 平成17年12月5日(月)から平成17年12月9日(金)までの10時00分から17時00分まで。

提出場所: 5.に同じ。

提出方法: 持参すること。

2) 入札参加資格のうち、建設実績の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域、並びに我が国に対して建設市場は開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、日本国における施工実績をもって行う。

3) 国土交通省における有資格者として登録を行っていないものであっても、入札参加

表明・資格確認申請の提出期限日までに登録の申請を行い、開札の時に条件を満たしていれば、入札参加資格があることを確認するものとする。

(2) 入札参加資格の確認は、入札参加表明書の提出期限の日をもって行うものとする。

(3) 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査結果の通知は、入札参加資格申請を行った者に対して、書面により平成 17 年 12 月 16 日(金)までに発送する。入札参加グループの場合は、代表企業に発送するとともに、併せて、登録受付番号を通知する。

(4) 入札参加資格がないと認めたものに対する理由の説明

入札参加資格の審査の結果、入札参加資格がないとされた者は、支出負担行為担当官に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由。ただし、A4 版とする。)により説明を求めることができる。

期限 : 平成 17 年 12 月 28 日(水)まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

場所 : 国土交通省 航空局 管制保安部 保安企画課

方法 : 書面により持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

回答期日 : 平成 18 年 1 月 6 日(金)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

(5) 入札参加資格の確認後は、応募グループの構成員又は協力会社の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、国がその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

(6) その他

入札参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

支出負担行為担当官は、提出された入札参加表明書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

提出された入札参加表明書等は返却しない。

(4) ただし書きに該当する場合を除き、入札参加表明書等の提出期限以降における入札参加表明書等の差し替え及び再提出は認めない。従って、入札参加希望者は「様式集」(添付資料)を熟読し、脱漏・不備等が無いよう特段の注意を払い、入札参加表明書等を作成すること。

入札参加表明書等に関する問い合わせ先 5. に同じ。

9. 入札書及び入札提案書の提出

入札参加資格の確認を受けた入札参加希望者は、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した入札提案書を提出すること。なお、以下の提出日時に入札書及び入札提案書を提出しない者は本競争に参加することができない。

提出期限 : 平成 18 年 1 月 13 日(金) 14 時 00 分。

(ただし、郵送による提出の受領期限は、平成 18 年 1 月 12 日(木) 17 時 00 分まで。)

提出場所 : 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2 国土交通省航空局入札室

(ただし、郵送による入札書及び入札提案書の提出場所は、上記5.に同じ。)

提出方法：持参又は郵送すること。

10. 入札方法等

(1) 入札方法

入札参加者は、本入札説明書及び本入札説明書に対する質問・回答を熟覧のうえ、入札書を提出しなければならない。

入札書は持参又は郵送によること。電送による入札は認めない。

入札書は、「様式集」(添付資料)に従い作成し、封かんのうえ、入札参加者の氏名(グループ名及び代表企業の氏名)を表記し、「9.」に示した時刻までに、入札書を提出しなければならない。

郵送により入札書を提出する場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、支出負担行為担当官宛の親展で提出しなければならない。

の入札書は入札公告に示した時刻までに到着しないものは無効とする。

入札書を提出するに当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参しなければならない。ただし、郵送による入札の場合は、当該通知書の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて送付すること。

入札参加者は、代理人(入札参加者により完成された入札書を伝達する使者は含まない。)をして入札させるときは、その委任状を「様式集」(添付資料)に従い作成し、提出場所に持参させなければならない。ただし、郵送による入札の場合は、と同様に委任状を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて送付すること。

入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

入札参加者は、予決令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人にすることができない。

(2) 入札の辞退

入札参加資格の確認を受けた者は、入札執行の完了(入札書及び入札提案書の提出をいう。)に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、「様式集」(添付資料)に定める「入札辞退届」を5.の場所に直接持参、又は郵送(入札書及び入札提案書提出日の前日までに到達するものに限る。)することにより、申し出るものとする。

(3) 公正な入札の確保

入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない

い。

入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(5) 入札価格の記載

入札価格の算定方法については、以下を参照すること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、見積もった契約希望金額を入札書に記載すること。

1) 概要

入札価格は、事業期間中に国が選定事業者に支払うサービス対価の合計とする。サービス対価は、以下の4種から構成される。

- ()建築物等整備費相当分
- ()訓練機器整備費相当分
- ()解体工事費相当分
- ()維持管理・運営費相当分

なお、入札参加者から附帯的事業に関する提案あった場合、当該事業の実施に係る一切の費用は事業者の負担とする。

2) サービス対価の構成

事業期間中、国が毎年度選定事業者に支払うサービス対価に含まれる主な費用項目は以下のとおりである。

種 類				含まれる費用
	建築物等整備費相当分	-	I のうち割賦元本相当分	本件施設の設計費、建設工事費、工事監理費、事務機器整備費、什器備品費、建中金利、開業準備費、融資組成手数料、その他建築物等整備費と認められる費用及び公租公課
		-	I のうち支払利息相当額	- の調達金利等
II	訓練機器整備費相当分	II -	II のうち割賦元本相当分	訓練機器の設計費、製造費、設置費、調整費、操作訓練費、融資組成手数料、その他訓練機器整備費と認められる費用及び公租公課
		II -	II のうち支払利息相当額	- の調達金利等
	解体工事費相当分	-	のうちの割賦元本相当分	既存施設の解体工事費、発生廃棄物処分費、整地整備費、近隣対策費、各種申請、その他解体工事費と認められる費用及び公租公課
		-	のうちの支払利息相当額	- の調達金利等
	維持管理・運営費相当分			維持管理・運営業務の実施にかかる費用

()建築物等整備費相当分

建築物等整備費相当分は、建築物等の整備にかかる割賦元本相当分と、支払利息相当額からなる。

支払利息相当額の算出にあたっては、入札参加者は、国の各期分の支払が元利均等支払いとなることを前提として設定すること。また、金利は基準金利と入札参加者の提案による利鞘（スプレッド）の合計とし、基準金利は、午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R.）としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 LIBOR ベースの（円 / 円）金利スワップレート 5 年ものとする。

なお、提案作成時に使用する基準金利の基準日は平成 17 年 12 月 13 日（火）とし、事業期間中の金利改定を想定せずに計算すること。

（ ）訓練機器整備費相当分

訓練機器整備費相当分は、訓練機器の整備にかかる割賦元本相当分と、支払利息相当額からなる。支払利息相当額の算出条件は、(I)建築物等整備費相当分と同様とする。

（ ）解体工事費相当分

解体工事費相当分は、解体工事にかかる割賦元本相当分と、支払利息相当額からなる。支払利息相当額の算出条件は、(I)建築物等整備費相当分と同様とする。

（ ）維持管理・運営費相当分

維持管理・運営費相当分は、維持管理業務及び運営業務に要する費用とその他の費用からなる。入札参加者は提案の作成にあたり、これらの業務等に関する費用を積算すること。なお、各期の国の支払額は同額とし、事業期間中の物価変動に基づくサービス対価の改定を想定せずに提案すること。

3) 入札価格の算定範囲から除外する費用

以下の費用については、入札価格の算定範囲から除外するものとする。

- ・ 訓練機器の修理及び更新に要する費用
- ・ 食堂の運営に要する費用
- ・ 本事業の実施状況の確認に要する費用（選定事業者側に発生する費用を除く。）

なお、附帯的事業を実施する場合は、独立採算で行うことから、当該事業に係る費用は入札価格の対象外とする。

4) 入札価格と契約金額との関係

入札価格は、（ ）建築物等整備費相当分、（ ）訓練機器整備費相当分、（ ）解体工事費相当分及び（ ）維持管理・運営費相当分の合計から、消費税等を控除した金額とする。

契約金額については、入札書に記載された金額から、支払利息相当額を控除した金額の 100 分の 5 に相当する金額（消費税等相当額）を加算した金額をもって契約金額とする。

提案書提出以降に消費税等の税率が変動した場合には、国は当該変動に合わせて変更された消費税等相当額を負担する。

(6) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。なお、2 回目の入札の執行は、支出負担行為担当官が指定する日時に行う。

1 1 . 入札提案書等

- (1) 入札提案書は、「様式集」(添付資料 3) に定めるところに従い作成すること。
- (2) 入札提案書の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札提案書の取扱い・著作権

著作権

入札提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他国が必要と認めるときは、国は入札提案書の全部又は一部を自由に使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の入札提案書については、本事業の公表以外については使用せず、落札者決定後、落札者以外の入札参加者の入札提案書については返却する。

特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

- (4) 国が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (5) 複数の提案を行うことはできない。
- (6) 入札提案書提出後は、入札提案書の差し替え、追加、削除、変更等はできない。
- (7) 入札提案書に関する問い合わせ先は 5 . に同じ。

1 2 . 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。

ただし、SPC は建設工事の履行を確保するため、契約締結後速やかに工事着工日から施設引渡日までを期間として建設工事に相当する金額設計費を含む 100 分の 10 以上について、支出負担行為担当官国土交通省航空局長又は SPC を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を支出負担行為担当官国土交通省航空局長に提出すること。なお、SPC を被保険者とする履行保証保険契約が建設企業によって締結される場合は SPC の負担によりその保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を支出負担行為担当官国土交通省航空局長のために設定するものとする。

1 3 . 開札

- (1) 日時：平成 18 年 1 月 16 日 (月) 14 時 00 分
- (2) 場所：上記 9 . に同じ。
- (3) その他：入札参加者 (応募グループの代表企業) 又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

14. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札
なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札書提出後開札の時までに4.に掲げる資格を失ったもの、又は、開札の時ににおいて4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札参加表明書に記載された応募グループの代表企業以外の者のした入札
- (4) 入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) その他本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

15. 落札者の選定方法

(1) 落札者の選定方式

国は、価格及びその他の条件が国にとって最も有利な事業提案をした者を選定する総合評価落札方式(「会計法」(昭和22年法律第35号)第29条の6第2項、予決令第91条第2項)により落札者を選定する。

また、本事業は政府調達協定(「1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」をいう。)の対象であり、事業者の選定手続については、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)が適用される。

(2) 落札者の選定方法

入札提案書の審査及び落札者の選定

国は、「落札者決定基準書」(添付資料)に基づいて入札提案書の審査を行い、落札者を選定する。

開札

国は、採用となった事業提案をした入札参加者による入札価格と予定価格を比較し、入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。

なお、開札した全ての入札価格が予定価格を超えている場合は、入札参加者が策定した事業提案の変更を行ったうえで、再度入札を行う。

入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に文書にて通知する。電話等による問い合わせには応じない。

また、入札結果は、審査結果とあわせて国土交通省のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する予定である。落札者と基本協定を締結後、PFI 法第 8 条に規定する客観的評価について公表する。

入札参加者は、非特定通知受理後 7 日以内に異議の申し立てをすることができる。異議申し立ては書面にて行うこととする。

16．基本協定書の締結

落札者は、落札者決定後 7 日以内に、国を相手方として、「航空保安大学校本校移転整備等事業基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）（添付資料 ）により、基本協定を締結しなければならない。ただし、国の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

17．特別目的会社（SPC）の設立等

落札者は、本事業を実施するため、商法に定める株式会社として特別目的会社（SPC）を事業契約締結時までに設立する。

なお、落札者等の SPC に対する出資に関する詳細については、「基本協定書（案）」（添付資料 ）を参照のこと。

18．事業契約の締結

（1）契約書作成の要否等

「事業契約書（案）」（添付資料 ）により、作成するものとする。

（2）事業契約の締結

SPC は、落札決定後平成 18 年 3 月末日までに国を相手方として、「事業契約書（案）」（添付資料 ）に基づき事業契約を締結しなければならない。

（3）契約金額

契約金額は、落札者が入札書に記載された額とする。

（4）違約金

SPC が事業契約を締結しない場合は、国は違約金として落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を請求することがある。

19．手続における交渉の有無 無。

20．本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無。

21．苦情申立

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成 7 年 12 月 14 日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情処理検討委員会（連絡先：内閣府調整局政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討

委員会事務局（電話 03-3581-0262(直通)）に対して苦情を申立てることができる。

2.2. 関連情報を入手するための照会窓口

5. に同じ。

2.3. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加希望者は、本入札説明書を熟読し、これを遵守すること。
- (3) 入札をした者は、入札後、本入札説明書についての不明を理由に異議を申立てることはできない。
- (4) 参加表明書等又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 事業提案については、その後の他の事業等において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案についてはこの限りでない。
- (6) 事業提案を認めることにより、選定事業者の責任が軽減されるものではない。

2.4. 添付資料

添付資料は次のとおりとする。

添付資料：業務要求水準書

業務要求水準書 共通編

業務要求水準書 施設の整備・維持管理・運営編

別紙1 りんくうタウン案内図・施設整備状況

別紙2 りんくうタウン敷地現況図

別紙3 配置の基本的な考え方

別紙4 りんくう公園基本計画図

別紙5 りんくうタウン共同溝概要

別紙6 りんくうタウン共同溝平面図・詳細図

別紙7-1 土質データ<調査結果の概要>

別紙7-2 土質データ<柱状一覧図>

別紙7-3 土質データ<柱状図>

別紙8-1 航空保安大学校施設現況図面<建築図・一般図>

別紙8-2 航空保安大学校施設現況図面<電気設備図>

別紙8-3 航空保安大学校施設現況図面<機械設備図>

別紙9 雨水ルート図・汚水ルート図

別冊1 各諸室要求水準一覧

別冊2 備品リスト

別冊 3 事務機器等校務情報システム

別冊 4 飛行場管制模擬映像表示装置

別冊 5 訓練機器に係る建築要求事項

別冊 6 訓練用機器関連図面集

業務要求水準書 訓練機器の整備・維持管理編

別冊 1 訓練用飛行場管制システム

別冊 2 訓練用ターミナル管制システム

別冊 3 基幹空域シミュレーションシステム

別冊 4 基幹音声回線シミュレーションシステム

別冊 5 訓練用運航情報システム

別冊 6 訓練用航法援助システム

別冊 7 訓練用 A S R / S S R システム

別冊 8 訓練用通信システム

別冊 9 訓練用航空灯火・電気システム

別冊 10 管制卓等外観例及び部品配置例

別冊 11 別途指示事項

添付資料 : 落札者決定基準書

別紙 審査項目整理表

別添資料 訓練機器提案書の基礎項目

添付資料 : 様式集

添付資料 : 基本協定書(案)

添付資料 : 事業契約書(案)

以上の文書は、本入札説明書と一体のものである。本入札説明書等と実施方針等及び実施方針に関する質問・回答に相違のある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとする。また、本入札説明書等に記載がない事項については、実施方針に関する質問・回答によることとする。